平成２１年（フ）第７４号
佐賀県唐津市和多田用尺９番19号　脇山アパート６号、前住所佐賀県唐津市山田4721番地２
債務者　前田　千波
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１４５号
富山市五福5407番地２　中央コーポ501号
債務者　安達　五月
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９号
兵庫県南あわじ市倭文長田2245番地33
債務者　福谷鉄工こと　亀井　信二
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第４６号
兵庫県洲本市炬口２丁目３番３号
債務者　竹岡　俊一
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第５１号
兵庫県淡路市志筑1363番地２　バーゼル壱番館406号
債務者　戸川　貴美（旧姓梶）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７号
長崎県対馬市厳原町久田48番地77早田アパート101号、住民票上の住所長崎県対馬市厳原町久田48番地77、前住所長崎県対馬市美津島町雞知甲469番地２
債務者　松枝　一雄
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第１６３９号
名古屋市北区安井２丁目５番２号　市営成願寺荘西３棟309号
債務者　加藤　美好
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４０号
神戸市中央区筒井町１丁目１番１―709号
債務者　福田　幸子（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９１号
神戸市中央区下山手通７丁目17番１号医療法人社団伍仁会介護老人保健施設いつでも夢を、住民票上の住所神戸市長田区大日丘町３丁目15番10号アーチ大日丘207号
債務者　柏木　義宥
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９２号
神戸市長田区長楽町４丁目４番15―303号
債務者　元山　晴己
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９９号
神戸市須磨区白川字不計５番地の１グリーンハイツ白川305号
債務者　吉本やす子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８３５号
神戸市灘区泉通３丁目３番３号
債務者　甲斐　敏広
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４０号
神戸市須磨区北落合５丁目１番344―305号、従前の住所神戸市須磨区白川台３丁目38番地の６　白川台ハイツ7403号
債務者　加塩ゆかり
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４４号
神戸市灘区新在家北町２丁目３番１―203号
債務者　大石　友栄
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５８号
神戸市須磨区中島町３丁目１番15号
債務者　原田　篤
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６５号
神戸市須磨区菅の台３丁目15番地　１号棟1309号、従前の住所兵庫県芦屋市春日町４番４―202号
債務者　小川　博
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４０号
青森市幸畑５丁目31番３号　市営住宅幸畑第２団地25―５
債務者　成田美紀雄
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係